

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 田村 誠

1 日時

平成 25 年 8 月 8 日（木曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 2 分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

田村誠委員長、工藤勝子副委員長、渡辺幸貫委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、五日市王委員、高橋昌造委員、高橋元委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、佐々木朋和委員、佐々木大和委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、嵯峨耄朗委員、熊谷泉委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、郷右近浩委員、岩淵誠委員、後藤完委員、名須川晋委員、飯澤匡委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤信委員、高田一郎委員、清水恭一委員、佐々木茂光委員、佐々木努委員

4 欠席委員

小野寺好委員

5 事務局職員

新屋事務局次長、高橋議事調査課総括課長、大越政務調査課長、米内主任主査、今主査、和川主査、菊地主任

6 説明のために出席した者

佐々木理事兼復興局副局長、岩間復興局副局長、小野寺復興担当技監、紺野復興局参事、森復興局総務企画課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、石田産業再生課総括課長、佐野復興局生活再建課総括課長、平野政策地域部政策推進室調整監、五月女政策地域部市町村課総括課長、工藤環境生活部環境生活企画室企画課長、伊藤保健福祉部保健福祉企画室企画課長、木村商工労働観光部商工企画室企画課長、大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、藤代農林水産部農林水産企画室企画課長、伊藤農村建設課総括課長、佐藤県土整備部県土整備企画室企画課長、金田県土整備部建設技術振興課総括課長、加藤道路建設課総括課長、八重樫河川課総括課長、横山県土整備部都市計画課総括課長、澤村県土整備部建築住宅課総括課長、熊谷医療局経営管理課総括課長、蛇口教育委員会事務局教育企画室企画課長、

渡辺総務部総務室放射線影響対策課長、佐々木政策地域部地域振興室交通課長、
松本環境生活部廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長、
小笠原県土整備企画室管理課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

- (1) 現地調査実施報告書（案）について
- (2) 社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について
- (3) 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（第2期）の方向性について
- (4) その他

9 議事の内容

○**田村誠委員長** おはようございます。ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

小野寺好委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程第1、現地調査実施報告書（案）についてであります。5月及び6月に被災8市町村において実施いたしました現地調査の実施報告書につきましては、あらかじめ各委員に配付をさせていただいておりましたが、その概要について事務局から説明させていただきます。

○**新屋議会事務局次長** それでは、現地調査実施報告書（案）の概要について御説明させていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。5月と6月に行いました現地調査は、被災市町村の復興に向けた取組状況を把握するとともに、被災地における現在の状況、課題を調査し、今後の復旧、復興に係る審議に資することを目的に実施したものでございます。

5月は、4チーム体制で大船渡市以下4市を、2ページをお開き願いまして、6月は同じく4チーム体制で田野畑村以下4町村を対象に実施いたしました。各市町村の復旧、復興状況、課題等を聴取し、質疑、意見交換を行うとともに、調査市町村内の現地を視察し、現在の状況、課題等を調査したところでございます。

別添1は、調査チームごとに日程及び出席委員をまとめたものでございます。

別添2は、各市町村からの要望事項への対応状況でございます。別添2の1ページ目に総括表といたしまして、各市町村から出されました要望事項を分野別に整理しております。5月と6月の調査で、合わせて49件の要望事項が出されております。復興道路や港湾整備促進等の交通ネットワーク関連、防潮堤整備促進等の防災のまちづくり関連などが多くなっております。

2ページ目以降は、各要望事項の内容と、それに対する県の対応状況を要望事項ごとに

まとめた一覧表でございます。

別添3は、各会場における調査概要であり、各市町村の現状や取組状況の概要のほか、質疑、意見交換の要旨を会議録形式でまとめております。

別添4といたしまして各市町村から示された説明資料、別添5といたしまして各会場での実施状況の写真を添付してございます。

以上で御説明を終わります。

○田村誠委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様から今回の現地調査の実施報告書に関しまして御意見等ございますでしょうか。

○斉藤信委員 私は、この報告書は大変よく精密にまとまっていると思います。それで、出された要望に対する県の対応状況も細かく記載されておりますけれども、現地の要望と県の対応がかみ合っていないところを少し私はお聞きをしたいと思うのです。

陸前高田市や大槌町で私自身も直接聞いてきたところでもありますけれども、高田北幹線とアップルロードを結ぶ道路整備、大槌町では三枚堂大ケロ地区横断道路の整備について、会場でのやりとりでは復興交付金事業は難しいということでありましたが、今回の回答を見ますと、今まで県道しか認められていなかったけれども、市町村道についても認められるようになったことから、社会資本総合整備交付金事業でやったらどうかという回答ですよ。陸前高田市の戸羽市長は、2キロメートルにわたる幅12メートルの道路は、市ではなかなか難しいのだという発言もしているのですけれども、社会資本総合整備交付金事業で市町村がやる場合には、市町村も大体これでやれるというようになっているのか。社会資本総合整備交付金事業の復興枠ですけれども、これは10分の10の補助事業なのか、市町村の負担はないのか、その点を改めてお聞きをしたい。

○加藤道路建設課総括課長 社会資本総合整備交付金事業の復興枠でございますけれども、県でも国に対しまして、これまで対象事業の拡充等を求めてまいりましたところがございます。今般、平成26年度概算要望におきまして、復興庁から示されました要領の中に、著しい被害を受けた地域において復興まちづくりに必要となる被災地と内陸拠点、防災拠点、医療拠点、産業地域を結ぶ道路整備については、地域の復興計画に位置づけられ、被災地とこれらの拠点を結ぶ市町村道についても支援の対象になるというように示されてございます。したがって、今般そういう拡充がなされたところでございます。

なお、お尋ねの市町村負担に関しましては、現在も県事業におきましても裏負担については国庫が充当されておりますし、市町村道事業についても同様になるものと考えております。

○斉藤信委員 それで、やりとりの中で、議事録もあるのだけれども、陸前高田市の戸羽市長はこれだけの規模の道路は県でやってほしいのだという要望もあったわけです。陸前高田市や大槌町とのやりとりで、社会資本総合整備交付金事業でやりますというようになっているのか、それとも県が肩がわりしてやるのが効果的なのか、その辺のやりとりはどうですか。

○加藤道路建設課総括課長 今の陸前高田市のアップロード、それから大槌町の件も含めまして、現在4市1町から御要望をいただいております、国にもお伝えしております。来年度の概算要求の一つとして要望をいただいております、それを国にも提出しております。

○斉藤信委員 それは、来年度から適用になる社会資本総合整備交付金事業で、市町村道の整備として市町村がやるということですか。そういうことであれば、これは一步前進だと思えます。

それと、生活再建住宅支援事業補助金、それと県が100万円を補助する事業もそうなのですけれども、補修、その他については平成25年度事業で延長を検討していますという前向きな回答をしているのですけれども、100万円補助も県の事業が平成28年度までだということで平成28年度となっているけれども、後で説明があると思うけれども、ロードマップを見ても平成28年度で住宅再建が全部完了する計画にはならないわけで、これはもう当然延長はされると受けとめてよろしいと思えますけれども、いかがですか。

○佐野生活再建課総括課長 県住宅復興の基本方針の年度に合わせて今の事業の期間を決めているわけですけれども、当然そういったものの進行の度合い等、実態を踏まえながら前向きに検討していくこととなります。

○斉藤信委員 あと、JR大船渡線、JR山田線の早期復旧については、どこでも強い要望が出されました。県も頑張っているということですが、これは7月26日付の河北新報ですが、新しい盛岡支社長だと思えるけれども、JR山田線のBRT化を再提案するなんていう驚くべき逆流の発言が報道されたわけです。まさに今JR山田線については、利用促進の協議もやって前向きに取り組んでいるときにこういうのが出たら、もう直ちに抗議するとか、撤回させることが必要なのだと思いますけれども、県は対応したのか、真意をただしたのか。

そして、もう一つは、JR大船渡線は復興調整会議が全然開催されていない。その見通しも含めて、最近のやりとりを示していただけますか。

○佐々木地域復興室交通課長 まず、BRTの再提案のお話でございます。これにつきましては、昨年度の経緯を御説明したいのですけれども、昨年の6月に開催をされましたJR山田線公共交通確保会議がありまして、このときにJR側からBRTによる仮復旧という提案がなされまして、翌7月に開催されました次の会議の場において、沿線市町からBRTによる仮復旧ではなくて鉄道復旧を行ってほしいと回答済みということで、一旦決着がついている話という理解をしております。

現在の状況でございますけれども、JRからは鉄道による復旧宣言というものは得られていないという状況ではございますけれども、沿線市町と県、JRとの間では、例えばJR山田線をくぐる避難路整備のためにJR山田線のかさ上げを行うとか、あるいは区画整理事業によって、市街地のかさ上げに伴ってJR山田線をかさ上げするといった箇所ごとの個別の具体的な課題の調整を進めているという状況でございます。このような中で、BRTの再提案を図るというJR側の意図というのはわからないところではありますけれど

も、沿線市町の考えは一日も早い鉄道復旧で一致しているというところでございます。

今後提案したいというお話ですので、いずれかのタイミングでそういうお話があるかもしれないかもしれませんが、いずれ昨年度の時点で一旦拒否をしているというお話でございますし、それから今年度も県と沿線市町の間でいずれ鉄道復旧を求めていくのだということで、結末しているお話でございますので、そういうお話が出てきた場合には、沿線市町と連携をして、JRに対しては鉄道復旧をきちっと求めていきたいと考えております。

それから、復興調整会議のお話でございますけれども、今年度についてはJR山田線、それからJR大船渡線ともまだ開かれていないというのは事実でございます。ただ、せんだっても国にお邪魔しまして、ぜひ早期に開催をしていただきたいということでお願いをしてきたところでございまして、9月ごろには開催するという方向でお考えになっているというようなお話をお聞きしてきたところでございます。一日も早く開催するように求めていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** JR山田線でBRTを再提案するなんていう報道が出たら、やっぱり正式に提案されないように直ちに真意を確かめるとか、抗議に行くとか、何かそういうことをしないとなめられている感じがします。本当にこれは許しがたいJRの対応だと思います。だから、そういう点は、正式に再提案されたら対応するというのではなくて、そのような再提案を絶対にさせてはならないというような前向きな議論をしないと大変なわけだから、ぜひそういう対応をしていただきたいし、復興調整会議は9月にも開催されそうだという話は、JR大船渡線も含めてということで理解してよろしいか。

最後にしますが、医療費や介護保険利用料の減免措置である10分の8補助はことしの12月までの見通しと言われましたが、この間厚生労働省から、来年度以降も10分の8補助は継続するという回答をいただけてきました。私は、被災者の医療費、介護保険利用料の減免というのは、被災者の状況が大きく変わらない深刻な状況の中で、県は来年度も早く継続を示すべきだと思いますが、これは命にかかわる重大問題で、その点どのように検討されているのか示していただきたい。

○**伊藤保健福祉企画室企画課長** 東日本大震災の被災者にかかわります一部負担金の免除に対します国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了いたしまして、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組みに変更されたところでございます。県では、被災者の医療を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しているところでございます。現在のところ、この財政支援につきましては平成25年12月末までとなっておりますので、平成26年1月以降につきましては、市町村の意見等を総合的に判断しながら慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

なお、平成24年9月までと同様の国の財政支援措置につきましては、昨年度から国に要望しているところでございます。

○**斉藤信委員** だから、来年度以降も国はやると言っているのです。10分の8補助は、新

たな通知を出す予定は今ないけれども、やりますと言っていますから、本当にこれは被災者の命綱になっていて、遠い応急仮設住宅から医療費が免除されているから、まだ安心して医療や介護のサービスを受けられるということでありましたので、私はそういう新しい問題を今お話したので、こういう問題は市町村の意向も聞いた上で、県が早く打ち出していただきたい。

○伊藤保健福祉企画室企画課長 現在市町村等の御意見も直接お伺いしながら対応しているところでございます。これにつきましては、引き続き検討するということになってございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○田村誠委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 それでは、今回の現地調査の実施報告書につきましては、調査先市町村に送付することといたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第2、社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について及び日程第3、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第2期）の方向性について一括して執行部から説明願います。

○佐々木理事兼復興局副局長 それでは、ただいまの案件について御説明させていただきます。

まず、社会資本の復旧・復興ロードマップの更新についてでございますが、東日本大震災津波により被災された皆様や事業所の皆様方に今後の生活再建、事業再建などの具体的取り組みの検討に役立てていただくことを目的として、復旧・復興ロードマップを策定、公表しております。県民生活に身近な社会資本の主要8分野として、海岸保全施設、復興まちづくり、復興道路等、災害公営住宅、漁港、港湾、医療、教育の各分野における事業工程を現時点におけるより確かな情報として、今回7月末を基準日として更新したものです。

また、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第2期）の方向性についてでございますが、今年度で第1期復興実施計画期間が終了しますが、これまでの復興の取り組みの進捗状況、復興を加速化するための課題等を踏まえ、来年度からを期間として第2期復興実施計画を策定するに当たり、重視すべき視点や安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の三つの原則に沿った計画推進上の基本的な考え方について定めようとするものでございます。

詳細の内容につきましては、小野寺復興担当技監及び森総務企画課総括課長から説明いたします。よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○小野寺復興担当技監 それでは、社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について説明をさせていただきます。

資料でございますが、本日は資料1—1としましてA4判、それから資料1—2としましてロードマップの本編、カラー刷りA3判を御用意させていただきました。

それでは、説明を進めさせていただきます。説明は、A4判の資料1—1をベースに進めさせていただきます。まず、1ページ目の1、ロードマップの更新についてでございますが、昨年6月に総括工程表を公表、それから同年7月には市町村別工程表を公表いたしまして、現在公表しておりますロードマップの基本形ができ上がっております。その後、事業計画の精度が上がったことや新たに国からの復興交付金交付可能額通知を受けるなどの要因を反映いたしまして、被災者の方々を初めとします皆様に、より新しく確かな情報をお伝えするため、おおむね3カ月に1度の頻度で市町村及び国の協力をいただきながら県が更新し、公表をしているものでございます。

なお、これまでの更新の経緯につきましては、1ページの表に記載のとおりでございます。

次に、下のほうに行きますけれども、2としまして、掲載分野及び掲載箇所数についてでございますが、分野は平成24年9月の更新の際に従来の5分野に港湾、医療、教育の3分野を加えまして8分野とし、その後変更はございません。

掲載箇所数でございますが、今回8カ所ふえまして674カ所となりましたが、これは山田町の災害公営住宅の整備箇所が確定したことなどによって8カ所ふえたことが主な要因となっております。

資料2ページ目をお開きいただきたいと思います。3の工事着手箇所数でございますが、前回4月公表の際よりも55カ所ふえまして316カ所となりまして、全体674カ所に対して約47%が工事に着手しているということになります。

それから、4の工事完成箇所数についてでございますが、前回時点よりも8カ所ふえまして62カ所となりまして、全体箇所数の9.2%となっております。

次に、5の工程の変更箇所についてでございますが、工程の変更要因としましては、工程が早まる要因としまして、地域の協力などにより早期に用地の確保ができた箇所から順次工事を発注するように努めたこと、さらに復興特区制度に基づいて許認可事務の効率化を図っていることなどがございます。

その一方で、海岸保全施設などにおいて設計が進んだことにより工程の精度が高まったこと、二つ目としまして、災害公営住宅につきましては建設用地の確保や資機材、作業員の確保に時間を要していること、三つ目としまして、事業用地の確保につきましては、釜石市片岸海岸防潮堤事業での国からの支援を受けてのモデルケースとしての具体的な取り組みによりまして一定のスピードアップが図られたものの、多数相続などの権利調整に時間を要する見込みであること、四つ目としまして、顕在化した課題や新たに配慮が必要となった事柄への対応、さらには五つ目になりますが、被災市町村においては防潮堤の高さを含む復興まちづくりに関する住民の皆様との丁寧な議論を重ねてこられたことなどが主として工程が延びる要因として挙げられますが、これらの事業の進捗に伴って生じた工程

に係るさまざまな要因により工程が早まる箇所や延びる箇所が出てきております。

結果、2ページ目の下の表なのですが、今回の更新では全体 674 カ所の 4.5%に当たります 30 カ所で工程が早まった一方で、16.5%に相当します 111 カ所で工程が延び、残る 79%に当たる 533 カ所については工程に変更が生じないという形になっております。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。3ページ目以降は、各分野別の状況について記載をしたものでございます。まず、海岸保全施設についてでございますが、着手箇所数、完成箇所数は記載のとおりでございます。これまで全 135 カ所のうち、陸前高田市高田松原地区林野海岸事業が平成 30 年度の完成予定、そのほかの 134 カ所につきましては全て平成 27 年度末までに完成予定の工程でございましたが、今回の見直しによって完成予定時期が平成 28 年度となるものが宮古市の撰待海岸、金浜海岸、山田町の大沢川、釜石市の小白浜海岸、大船渡市の野々田地区海岸、陸前高田市の気仙川などの 12 カ所、平成 29 年度となるものが宮古市の閉伊川、山田町の織笠川、大槌町の大槌川、釜石市の甲子川、大船渡市の後ノ入川などの 7 カ所、合わせまして 19 カ所におきまして、これまでの平成 27 年度までの完成予定の工程が延びる内容となっております。

なお、平成 29 年度の完成予定となる 7 カ所につきましては、全て水門工事でございます。

また、野田村の野田玉川海岸の防潮堤災害復旧工事については、今年度第 2 四半期の完成予定でございましたものが、既にこの 5 月に前倒しで完成をしております。恐縮ですが、ロードマップの本編の野田村分をお開きいただきたいと思います。右下のページで言うと 7 ページなのですが、その一般海岸の 5 番目に野田玉川海岸というのがございまして、これが点線の表記で第 2 四半期の完成予定であったものが、赤字で記載もしておりますけれども、5 月に完了済みということをあらわしております。点線がこれまでの工程、実線が今回見直した工程という記載方法をとってございます。

次に、資料 3 ページの復興まちづくりについてでございますが、土地区画整理事業は 7 市町村の 18 地区、防災集団移転促進事業は 7 市町村の 54 地区、津波復興拠点整備事業は 6 市町の 10 地区、漁業集落防災機能強化事業は 11 市町村の 40 地区でございまして、いわゆる面整備事業の実施地区は 122 地区で変更がございません。

次に、資料の 4 ページになりますが、着手箇所数、完成箇所数は記載のとおりでございます。また、完成時期につきましては、大船渡市の防災集団移転促進事業、久慈市の漁業集落防災機能強化事業などの 12 の地区で数カ月から 1 年程度早まる一方で、事業用地確保や合意形成に時間を要していることなどから、宮古市以南の 6 市町、26 地区で数カ月から最大では 2 年延びる工程となっております。

次に、復興道路等についてでございますが、掲載箇所、着手箇所数、完成箇所数は記載のとおりでございます。完成時期についてでございますが、もう一度ロードマップのほうなのですが、大船渡市の分でございまして、右下のページで言うと 28 ページになります。右側に工程表がございまして、中段よりも上に三陸沿岸道路の吉浜道路が記載されておりますが、これにつきましては平成 30 年度以降の完成予定を 3 年以上前倒しして、平成 27

年度の完成予定となっております。

復興道路につきましては、平成 23 年 11 月に国の第 3 次補正予算によりまして、県内の未着手区間 187 キロメートル全てが新規事業化されまして、平成 24 年の 11 月には国道 283 号釜石花巻道路の釜石から釜石西の間、それから三陸沿岸道路の宮古中央から田老の間で事業着手から 1 年を経ずに即年着工するなど、国の直轄事業としてかつてないスピードで整備を進めていただいているところでございます。県が整備をする復興支援道路、それから復興関連道路につきましては、今回の見直しで工程に変更はございません。

次に、A 4 判資料の 5 ページをごらんいただきたいと思います。災害公営住宅についてでございますが、整備戸数について、これまで県、市町村合わせまして 5,972 戸としておりましたが、県整備分で 82 戸、市町村整備分で 32 戸、合わせまして 114 戸ふえております。合わせて 6,086 戸となります。変更があった市町村の内訳及び着手箇所数、戸数、それから完成箇所数、戸数は記載のとおりでございます。

資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。完成時期についてでございますが、全部で 135 の団地がございますが、宮古市の宮町が平成 26 年度の第 2 四半期から同年度の第 1 四半期となるなど、9 団地、9 カ所で完成時期が早まっておりますが、一方で建設用地や資機材、それから作業員の確保の難航などの理由で、宮古市以南の市町を中心に 46 カ所で数カ月から 1 年半程度工程が延びております。

結果、県整備分では平成 27 年度以降の完成見込みが、表に記載しておりますけれども、平成 27 年度が 1,358 戸、平成 28 年度が 446 戸、合わせまして 1,804 戸となります。市町村整備分につきましては、これまで平成 28 年度の完成が 60 戸でございましたけれども、それが 279 戸とふえますが整備工程に大きな変更はございませんで、平成 28 年度には整備を完了する予定でございます。

なお、平成 28 年度完成予定となりますのは、主に土地区画整理事業など面整備区域内での整備箇所となっております。

次に、漁港についてでございますが、県管理 31 港、市町村管理 77 港、合わせて 108 港の工程に大きな変更はございません。

資料の 7 ページをごらんいただきたいと思います。全体の完成時期は、これまでと同じく平成 27 年度となっておりますが、平成 26 年度までの完成箇所は、これまで 57 カ所でございますけれども、63 カ所と 6 カ所ふえることとなります。

次に、港湾についてでございますが、県内の四つの重要港湾、それから二つの地方港湾ともに既に本来機能は回復をされておりますものの、防潮堤や水門等の計画調整などによりまして、全部で 25 カ所事業箇所がございますが、宮古港、釜石港、大船渡港の 3 港、11 カ所で数カ月から 2 年前後工程が延びる結果となっております。

次に、資料の 8 ページをごらんいただきたいと思います。医療分野では、全 6 カ所のうち、陸前高田市の国民健康保険広田診療所の完成予定時期がこれまでの平成 27 年度から平成 28 年度に 1 年間工程が延びることとなります。

次に、八つの分野の最後になりますが、教育分野でございます。全18カ所のうち、陸前高田市の気仙小学校の完成予定時期がこれまでの平成28年度から平成29年度に1年間工程が延びることとなります。

最後に、ロードマップ本編の構成について簡単に御説明を申し上げたいと思います。1ページ目は概要としまして、左側、策定の趣旨、それから構成、変更要因などを記載しております。

2ページ目が総括表となります。左側には事業分野ごとの整備スケジュールを、それから右側には市町村別、分野別の事業箇所数を整理したものを記載してございます。

3ページ目は、ロードマップの見方を説明したもの、それから4ページ目以降に洋野町から陸前高田市まで沿岸12市町村のロードマップ、そして最後のページに復興道路及び復興支援道路の内陸部市町村に係るロードマップを掲載してございます。全部で35ページにより構成されているところでございます。

以上で社会資本の復旧・復興ロードマップの更新についての説明を終わります。

○森総務企画課総括課長 次に、私から岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第2期）の方向性につきまして御説明させていただきたいと思います。本日は、お手元に資料2-1といたしまして方向性の案の資料と、あと資料2-2といたしまして、いわて復興レポート概要版をお配りしてございます。

初めに、第2期計画の策定の前提となります現在の復興状況につきまして、いわて復興レポートの概要で御説明させていただきたいと思います。資料2-2をお願いいたします。1ページ目の1の趣旨をごらんいただきたいと存じます。復興計画の進行管理におきましては、県の全ての事業の進捗状況をチェックいたします進捗状況報告などの事業進捗度合いをはかる調査、あとは被災地における人口ですとか経済動向等の復興に関する客観的な指標をまとめましたインデックス調査、それから復興に関する県民意識を捉えるツールとして復興ウォッチャー調査や意識調査を実施いたしまして、合計六つのツールを活用し、進行管理を行っております。いわて復興レポートは、これらの調査から得られたデータを取りまとめまして、復興の進みぐあいを総合的に検証するとともに、課題となっている事項を整理し、次の取り組みにつなげていくことを目的として策定したものでございます。

1ページ目の2の全体の状況のところでは、復興全体についてまとめてございます。②の現状の分析にもございますとおり、全体の事業進捗状況で申し上げますと、6割以上が計画どおり進捗してございます。そのほかに、被災地のニーズの低下等によりまして事業量が減ったものの順調に推移しているものを含めると、8割以上のものは順調に推移しているという現状でございます。

事業の展開に当たりましては、復興整備計画等の震災特例措置を活用いたしました迅速化ですとか、復興道路の即年着工のほか、地域の障がい福祉サービスの拠点となります障がい福祉施設や事業所の整備、施設をこれまでの目標1カ所から5カ所にふやし、整備するなど、復興の加速化を図っているところでございます。しかしながら、復興の基盤とな

りますまちづくりのおくれ等の影響を受け、全体の2割弱の分野では実質的におくれが生じてきているところでございます。

③の今後の方向性でございますけれども、これらのおくれを取り戻すため、その背景となつてございますマンパワー、財源、それから用地取得、この三つの課題に対する積極的な対策を強めていく必要がさらにあると考えてございます。

恐れ入りますが、2ページ目をお願いいたします。ここからは三つの原則ごとに1ページを割いて記載してございます。2ページは安全の確保でございます。②の現状の分析にもございますとおり、三つの分野の中で実質的なおくれが大きくなっているところでございます。進捗に対する県民の実感もまだ低い状況にあるという現状でございます。

③の今後の方向性の欄にも掲げましたとおり、先ほど申し上げました人、財源、用地の三つの課題の影響を強く受けている分野でございますので、これらの早急な解決を目指すほか、先ほどロードマップ等によりまして被災者の皆様へ進捗状況のわかりやすい情報提供を進めていく必要があると考えてございます。

恐れ入りますが、3ページ目をごらんいただきたいと存じます。3ページ目は、暮らしの再建の原則でございます。現状の分析の欄にもございますとおり、この原則の実質的なおくれはほかに比べればまだ低い状況にはあるものの、被災者が安心して暮らしていくための住宅の確保、離職者の再就職に向けた取り組み等のニーズが極めて高い分野でございます。

こうした状況を受けまして、今後の方向性において、恒久的な住宅の確保に向けた取り組みを加速していく。あとは、長期・安定的な雇用の創出を急ぐ。それまでの間、応急仮設住宅での生活を支えるためのさまざまな支援の充実が必要であると考えているところでございます。

恐れ入ります。4ページをお願いいたします。最後のページはなりわいの再生の原則でございます。現状の分析の欄にもございますが、この分野の復興事業は8割以上で順調に推移しており、約8割の事業所で事業再開、または一部再開済みとなっております。ただ、再開後の売り上げや経営上の課題を抱えている事業所が数多くございますし、また業種間の差も出てきております。さらには、放射性物質の風評被害等もこうむっており、引き続き十分な対応が必要であると考えてございます。

今後の方向性の欄にもございますが、生産基盤の早期復旧整備、放射性物質対策などを急ぐとともに、地域商店街の再生に向けた支援の継続が必要と考えているところでございます。

以上が現在までの復興の状況を取りまとめたものでございます。

これらを受けまして、復興実施計画、第2期でございますけれども、方向性の案についてでございますが、資料2-1をごらんいただきたいと思っております。第1期計画の進捗状況として、三つの原則にのっとり、左側上部のところに代表的な事項を記載させていただいております。これらの内容につきましては、先ほど御説明申し上げました復興レポートの

中から主なものを抽出して記載してございます。

この進捗状況を踏まえまして、第2期復興実施計画において取り組むべき主な課題を整理してございます。まず、復興の加速化を進める上での共通的な課題といたしまして、復興を担う人材、財源については、財源の規模もございまして、その柔軟性の問題もございまして、あとは、用地の取得、この三つの課題を解決することが必要であると認識してございます。

この共通的な課題のほか、地域の復興を進める上で三つの原則ごとに主要な課題といたしまして、安全の確保の分野では新たなまちづくりの基盤となります防潮堤の早期整備、地域防災力の強化、道路・鉄道の早期復旧などを強力に推進していく必要があると考えてございます。

また、暮らしの再建の原則のところでは、被災者の方々の日常生活の基盤となります住宅・宅地の確保を急ぐとともに、それまでの間、御不自由をおかけすることになります応急仮設住宅等での生活への支援、長期・安定的な雇用の創出等を図る必要があると考えてございます。

また、なりわいの再生の分野では、生活基盤や体制の確保とともに、風評被害対策、経営上の課題の解消、にぎわいの回復等を図っていくことが必要と考えてございます。

一方、復興計画の目指す姿である、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造の達成のためには、震災によってさらに顕在化してございます沿岸地域の長期的な課題である人口減少ですとか高齢化の問題等にもっと取り組んでいかなければならないと考えてございます。

三つの原則の課題、さらには長期的な課題に対応するために、第2期計画におきましては、左下のところがございます三つの視点を本格復興へ向けたキーワードとして設定したいと考えてございます。基本的な考え方は復興基本計画にもあるところではございますが、まず第1に若者・女性など、あらゆる方々が復興に主体的に参画し、地域の底力を生かしまして県民全体で復興をなし遂げるという趣旨から、「参画」。

二つ目のキーワードといたしまして、県内外、国内外のさまざまな主体が地域や団体のエリアを超えまして幅広く手を携え、連携することによって生まれます相乗的効果を活用いたしまして復興を加速していく、「つながり」。

三つ目といたしまして、地域資源の発掘・活用、地域の産業やコミュニティを支える人材の育成等によりまして、持続可能な地域社会の構築を図る取り組みを推進すべく、「持続性」をキーワードとして設定したいと考えてございます。

これらの視点を受けまして、第2期計画推進上の基本的な考え方として、右側に整理させていただきます。まず、地域の合意と協力に基づき、国、地方の総力で推し進め、暮らしとなりわいを支える基盤でございまして安全なまちづくりを3年度間で概成させることを安全の確保の原則の方向性としていきたいと考えてございます。

また、暮らしの再建の原則では、多様な主体の参画と連携によりまして、被災者一人一

人の生活をきめ細かくサポートすることによりまして、安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現させていくことを目指したいと考えてございます。

なりわいの再生の原則では、さまざまな視点によります地域資源発掘とその活用、発信などに注力することによりまして、まちづくりと一体的に地域のなりわいを再生し、地域の経済活力を再生することを目指したいと考えてございます。

また、長期的な課題にも十分に対応していくため、一部先行して取り組んでいる個別事業がございませけれども、現在五つのプロジェクトから成ってございます三陸創造プロジェクトをさらに具体化いたしまして、第2期計画の中に位置づけていきたいと考えてございます。

これらによりまして、第2期実施計画期間の方向性を一番上に記載してございますが、被災者一人一人が、安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す本格復興の期間とし、現在進めております各復興事業を確実に推進しますとともに、現地が抱えるさまざまな問題等に対応し、取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

以上で第2期復興実施計画の方向性の案につきまして御説明を終わらせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○**田村誠委員長** ただいま説明のありました社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について及び岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第2期）の方向性について、質疑、意見等ございませせんか。

○**嵯峨耆朗委員** 全般的なことですけれども、先ほどおくれの原因として、新たに顕在化したものとか課題という表現をされたかと思うのですけれども、どのようなものが新たに顕在化してきたのかをお聞きしたいと思います。

また、地域的におくれが目立つところとか、そのような偏りがあるものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○**森総務企画課総括課長** まず、顕在化の問題でございませけれども、新たに顕在化したと申しますよりも、震災以前から三陸の各地域が抱えています人口減少ですとか高齢化の問題がございました。これが震災によりまして、さらにその影響が加速してきています。この対応を強めていかなければならないと考えてございます。

また、地域ごとの差でございませますが、実は審議会である東日本大震災津波復興委員会でも、さまざまな意見が出てきてございます。地域間格差、あとは人ごとの格差も出てきていると。これは、各地域におきまして被災状況が個別に異なっており、それによりまして、復興の進捗状況に差が出てきているわけでございますけれども、本格復興期間の中で概成できるように進めていく必要があるということで、第2期計画の柱の一つとしているところでございます。

○**嵯峨耆朗委員** ありがとうございます。私が顕在化していると説明を受けたのは、先ほどロードマップのところで工程の精度が上がったとか、資機材や作業員の不足と、さまざま

まな従来の課題があったわけですが、その説明の中で新たに顕在化した課題とか要因があるということについてお伺いしたかったのです。

○小野寺復興担当技監 新たに顕在化したという説明をロードマップの際にはいたしましたけれども、これまでも懸念としてあったことが事業の進捗に伴い具体的に工事を発注して進めていくに当たって、資機材の不足とか作業員の不足とかがいわゆる顕在化してきております。それから、具体的に今までに扱ったことがないようなすごいボリュームの土量を隣町と流用するに際しても、主に国道45号を通らなければならない。それを一定の期間で運ぼうとしますと、生活道路として利用できないぐらい、工事専用道路として国道45号を使わないと運び切れないような量になってしまうとか、事業が進むにつれてより顕在化したような事柄でございます。あとは、業者の体力の問題もございまして、入札の不調ということも、これまでには小さい工事、あるいは少し大きい工事でも海中工事でしか不調というのが出なかったのですが、比較的大きい工事においても、あるいは公営住宅、あるいは病院の工事でも不調が出ましたけれども、そういったもともと心配であったことが顕在化してきたという意味でございました。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。実際にやってみたら、いろんな想定と違ったものが出てきたということなのですね。

あと、この8分野の中で私が気になったのは、生産基盤の復旧、復興というのは実際には入っていないのですね。8分野の内容を見ると漁港ぐらいですか。先ほどの現状の説明の中で、あとまた新たな計画の方向性という点で見ると、生産基盤の復旧、整備の加速化、生産体制の再構築というのが出てきていますけれども、実際のロードマップの中では出ていないのです。私の地元では、水産業がかなりの被害を受けているわけですし、主な産業ですけれども、この水産業の生産基盤とか整備は実際どうなのか。確実に復旧していると思って見てはいるのですけれども、その辺について説明願えればと思います。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 なりわいの再生の関係の漁業から流通、加工まで含めた、いわゆる水産業の復旧の関係ですけれども、一步一步着実に復旧しているものと考えております。具体的には、漁船の関係で申しますと、震災前は登録漁船とすれば1万4,000隻ほどございましたけれども、今年度末には1万隻を超えるというような見込みになっております。それから、養殖関係については、前は2万7,000台ほどございましたけれども、今は1万7,000台で7割弱ぐらいの復旧状況になっております。それから大型定置関係では135カ統ございますけれども、そのうち107カ統まで復旧しており、生産関係は一步一步でも進んでおります。

それから、全体の生産量の関係ですけれども、震災前に比べまして、県内に13魚市場があり、生産量でおおむね6割5分強ぐらいの復旧になっております。生産金額では7割ぐらいということで、水揚げ量も震災前に比べて7割ぐらいまで戻ってきており、一步一步着実に復旧していると認識しております。

○嵯峨耆朗委員 やはり職、住と、食べるではないけれども、生活するにも雇用の場も含

めて非常に重要だと思うので、一步一步復旧しているということで、いいかと思えますけれども、岩手県の場合、水産業について魚種で見ると、サケというのは従来から一番重要な魚種だと私は思っておりますけれども、サケは手間がかかるものですから、ふ化場の復旧状況等はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 サケのふ化場の復旧関係でございますけれども、震災前は28ふ化場がございまして、そのうち21ふ化場が被災したということで、被害額はおよそ50億円程度だったと記憶しております。サケのふ化場は非常に重要な施設でありますので、いろいろな国等の事業を使いまして応急工事ですとか、抜本的につくり直したというような形で、今年度はあと1カ所ほどこれから新しくつくるふ化場がございしますが、いずれにしましても平成25年度中には大体の施設は復旧するものと考えております。若干繰り越しするかもしれませんが、平成25年度でハード関係のふ化場は整備が終了するものと思っております。

○嵯峨耆朗委員 つくり育てる漁業の典型でありますので、そういったふ化場が順調に復旧しているということは非常にいいことだと思っております。

それで、サケは放流しなければ戻ってこないのですけれども、サケの稚魚の放流の見通しは実際にはどうなっているのか、どこまで回復しているのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 放流数の関係ですけれども、ことしの春は3億尾ちょっとの放流まで復旧してまいりました。震災前は4億3,000万尾ほどの放流をしておりましたので、まずまずの放流でしたけれども、今年度は先ほど申しましたとおり、ふ化場も整備が進んでまいりますので、来年は震災前の4億3,000万尾の9割を目指したいと考えております。具体的には、9割は3億9,000万尾ほどですけれども、期待も込めまして4億尾の大台を復活させたいと考えておりますので、それは漁協の力も必要ですので、官民挙げて4億尾放流に向けて頑張りたいと思っております。

○嵯峨耆朗委員 ぜひ震災前に早く戻ればいいなと思っております。放流の見込みも大分回復していい状況になってきたということで、いいことだと思っておりますけれども、ことしのサケの見通しについて、定置も大分回復してきているということで、豊漁になってほしいと思っているのですけれども、見通しがそろそろわかるのかなと思っておりますけれども、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 なかなか見通しというのは非常につけがたいものではありますけれども、一つの指標としては、県立水産技術センターでことしの秋の予報というものをついこの間出しておりました。その数字では、予想の上振れ、下振れはあるのですが、大体1万3,000トンほどという予測を立てております。この1万3,000トンという数字は、昨年度の実績が1万トンを切っていましたので、昨年と比べればまずふえているというような状況ですけれども、いかんせん昔に比べればやはり低位であるということには変わりはないというような状況ですので、何とか予測を上回るほど帰ってほ

しいなと思っております。

○**嵯峨耆朗委員** 去年よりはいいということですが、過去には最大で7万トンでした。それからするとまだまだなのだと思います。さまざまな要因があることは議会等でも議論されているわけですが、改めて聞くのもなんですから、大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長からすると、これからどうやったらふやしていけるのかということ、私見でもいいですが考えをお聞かせ願いたいと思います。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** なかなかすぐには成果が出ないのですが、サケは非常に重要な魚種であるということですので、基本的には三つの柱でもってサケを振興してまいりたいと考えておまして、まず第1点はやはり先ほどもお話ししましたけれども、ふ化場をきっちり整備しなければいけないということですので、ハード的な面ですきつりと整備をするということが1点。

それから、サケの健康な稚魚をきっちり放流するというのが大事ですので、そのふ化場での飼育技術というものをきっちり指導しなければいけないということが2点目。

それから3点目は、やはり今回戻ってくるサケが少ないというのは、言いわけではないのですが、北海道の予想も非常に厳しいような予想を立てておりますので、この辺の要因についてはやはり県立水産技術センターと北海道の試験研究機関と国の試験研究機関とか、そういうところと連携して、原因についてきっちり把握をしながら、何とかサケが昔の7万トンとは言わないまでも、3万トン、4万トンほど戻ってくるようにしたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 最後にしますけれども、サケは重要な魚種でありますので、これまでも対応してきた復旧に加えてプラスアルファでいろんなことを研究されて、いい方向に行くように努力していただきたいと思っておりますし、ほかにもアワビとかウニ等もございますので、そういった点について今後また私も聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。頑張ってくださいと思います。

○**田村誠委員長** 答弁はいいですね。

○**嵯峨耆朗委員** いいです。

○**及川幸子委員** いろいろ説明していただきましたけれども、私どもは被災地に何回もお邪魔していますけれども、余り復興が進んでいないのではないかとと思われることは、かさ上げが全然進んでいないということ、それから被災地の平地があのままの状態であるということ、周りを見れば瓦れきの山。今2年5カ月たちまして、そういう状況下の中で住宅の供給ということで頑張っているんですけど、今応急仮設住宅から災害公営住宅に手を挙げていらっしゃる方々の状況はどの程度なのか、まずお聞きします。何%ぐらいなのか。

○**澤村建築住宅課総括課長** 詳しい数値というのは押さえてございませんけれども、今要望等を調整して、市町村で災害公営住宅が必要だという戸数を集計したものがロードマップに載せている6,000戸程度でございます。みなし応急仮設住宅も含めて、今応急仮設住

宅が1万3,000戸ぐらいあると思います。自宅と申しますか、その他の避難先もあるかとは思いますが、そのようなことを考えますと40%から50%まではいかないと思わすけれども、そのような数字になるかと思わす。

○及川幸子委員 1万3,000戸ぐらいで半分ぐらいということですが、せっかく知恵を絞って、安全確保のために建てたそういう災害公営住宅ですが、応急仮設住宅では不自由だということでもみんなが待っているのですけれども、実際に建ててみますと手を挙げる人がいないというのは、どのような原因があるとお考えでしょうか。

○澤村建築住宅課総括課長 その辺について、直接被災者にお伺いしたわけではございませんけれども、さまざまな被災者の条件等がございまして、それで自分の家族で都合いい場所はここだとか、多分そういう比較をしながら自分に一番いい場所というのができるまで現在のままちょっと待ってまいしょうかと考える方もいらっしゃるのかなと思っております。できるだけ空き家が出ないように市町村と協議をしまして、ここに建てたら全然入りませんよというようなところは建設候補地から外しておりまして、ある程度は入るだろうという見込みの中でやっていますけれども、被災者の方々はやはりその中でも自分の生活に一番合った場所、それから構造等自分の希望に合ったものを選ばれているのかなと考えてございます。

○及川幸子委員 被災者の方々にまだ意見をお聞きになってないということです。私は聞いております。実は何が原因かといわすすと、とにかく買い物ができないということです。高齢者の方々は車がないのですから。買い物ができないということ、そして病院が近くにないということに大きな原因があります。そういう中において、やはり応急仮設住宅に入っていて対象になる方々の意見を聞いてみる必要があると思うのです。想像だけではなくて。せっかくつくったものが半分しか入居者希望がないということは、後からできるのを待っているのではなくて、その場所がとても不便であるということがあられるわけですので、その辺のところについて、現地に行って応急仮設住宅に入っている方々がどういう希望があるのかをやはり見きわめる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○澤村建築住宅課総括課長 及川委員のおっしゃるとおり、応急仮設住宅等の皆様の意見をできるだけ把握するよう努めてまいりたいと思わす。

○及川幸子委員 佐々木理事兼復興局副局長、これは大きな問題だと思うのです。復興局の皆さんは本当に頑張っていると思わす。それでもやはり40%、50%の入居率では、ちょっとだめかなと思わす。今の時点では、もう100%を超えるくらい手を挙げる人がいて、つくってもらってよかったというくらいでないだと思わすのですが、いかがでしょうか。

○佐々木理事兼復興局副局長 まさにおっしゃるとおりで、相当部分を我々は市町村の職員の方を間に置いて適地をお伺いしたり、あるいは被災者の声を市町村を通じてお伺いしているという実態にございまして。やはり入り込んで伺うということも必要な話ですので、その辺はいろいろと工夫をしながらやってまいりたいと思わす。ただ、被災者の方も実

態とすれば、もっと広いほうがいいのか、まだまだもっといいのが建つのではないかというような期待値の中で、自分の理想とするものを求め続けているという実態もこれまたございまして、その兼ね合いがやはり一番難しく、集合住宅の場合はその場所にもよってきますので、及川委員のおっしゃるとおり直接お聞きして、できるだけ反映できる仕組みも考えてまいりたいと思います。

○及川幸子委員 買い物とか病院もですが、基本となるのはやはり足の確保であり、交通手段だと思うのです。そういうところも十分に考慮に入れて、今後計画していただきたいと思います。以上です。

○小野寺復興担当技監 若干補足で説明させていただきますけれども、50%くらいといいますのは、現在応急仮設住宅に入っている数に対して、災害公営住宅の建設計画が6,000戸ほどですので、その率で言うと半分くらいということございまして、応急仮設住宅に入っている方でも自力再建する方もいる関係で、その率を比べれば半分くらいになるということでございます。6,000戸建てるのに対して、半分くらいの人しか希望していないというものではございません。

参考までになのですが、現在完成しております戸数133戸に対しましては、109戸が入居済みとなっております。

○及川あつし委員 四つ簡潔にお伺いします。

まず概略として、先ほど森総務企画課総括課長から資料2-1で3分野の総括的な今後の課題等について説明がありましたけれども、なりわいの再生のところには、いわゆる二重ローン対策、経営課題解消というのがあるのですけれども、暮らしの再建のところにもぜひ二重ローンの件は入れてもらいたいというのを重ねてお願いをしたいと思います。趣旨はこれまで申し上げているとおりであります。まず二重ローンの関係ですが、先般参議院選挙がありまして、たしか7月19日だったように記憶しているのですが、政権政党自由民主党の政談演説会が県庁前でございました。私もたまたま聞く機会がありまして、そのときに片山さつき参議院議員、今は総務大臣政務官だと思うのですが、演説中に個人の二重ローンを指してなのか、いわゆる事業者の二重ローンを指してなのかわかりませんが、今の二重ローンの制度は非常にとんでもない。その結果、沿岸被災地で自殺されている方もいる。この制度をつくったのは誰なのだというような言い方がございました。私が申し上げたいのは、今政権政党の中核にいる方が、選挙中といえども、今の二重ローンの制度について問題意識を持って発言されたということは大事なことだと思っておりますので、現政権が何かしらの対策を出すのであろうというように聞き取ったところでありまして、これまでずっと申し上げてきましたが、個人の二重ローンの関係については、制度の改善ではなくて、制度の抜本的な法制化についてということで過日も意見書等を出したわけですが、個人の二重ローンの分、あとは事業者に対する二重ローンの分、現政権から何か新しい政策展開の動向等があれば教えていただきたいと思います。

2点目は、災害関連死の認定でありますけれども、前回総務委員会において最終的に質

疑をして、これまでの審査会のあり方についてどうだったのか検証すると、佐々木理事兼復興局副局長も直接審査会に出て運用状況について確認するというお話がございました。その後も私のところに災害関連死の関係で認定されなかった方々のいろんな悲痛な声が届いております。その後、佐々木理事兼復興局副局長が直接審査会を見て、改善点等どのように認識しているか教えていただきたいと思えます。

三つ目、住宅再建に関する件であります。直接佐野生活再建課総括課長とも先日やりとりいたしました。総務委員会で一関市を訪問した際に、一関市から非常に悩ましい問題について我々に提起がございました。それは、一関市が南三陸町とか、あと気仙沼市の復興支援をしている関係で、相当数の被災者の方が一関市に避難されていると。住宅再建をする際に、いろんなやむを得ない事情で、本当は被災した宮城県で住宅再建をしたいのかもしれないけれども、さまざまな事情から一関市内において住宅再建をしたいと。その際に、いわゆる被災者住宅再建支援事業が適用にならないということで、何とかならないのかと県に相談しているけれども、なかなか難しそうだという相談がございました。過日直接説明を受けて、問題の所在はわかったわけですが、改めてこの問題について何が今問題になっているのか、課題は何なのかということ、せつかくの東日本大震災津波復興特別委員会の場合でありますので、課題としてお示しいただきたいと思えます。

4点目は、今の質疑が終わった後で、また質問させていただきます。

○佐野生活再建課総括課長 まず、個人の二重ローンの問題でございますが、現時点で政府等から何らかのアナウンスメントなりがあるかということですが、現時点では総務委員会で意見書採択いただいた時点からの変化はございません。

それから、災害関連死については佐々木理事兼復興局副局長の答弁ということで、次に被災者住宅再建支援事業費補助についてでございますが、これは基本的に住宅を再建する支援の仕組みとしては、まず国の制度である被災者生活再建支援金、基礎支援金100万円に加算支援金200万円であり、これは全国一律です。この増額を政府に対して繰り返し求めたわけですが、それがなかなかされないという状況下において、平成23年度にいただいた復興特別交付税及びクウェートからの寄附金等を財源とした基金からの支援事業として、本県単独で他県に先駆けて独自の補助制度として、県内で被災された方が県内で住宅再建を行う場合に、市町村と協調して100万円を補助するという支援事業を創設したところでございます。

そういった経過がございますことから、県としては本県で被災した方が県内に残って、どうしても持ち家で再建したいという声に応えるという制度で創設しておりますので、県内に残って持ち家による住宅再建を行うことによって、そこの被災市町村のまちづくり、復興の促進が図られるということが一番重要な課題と認識しまして、本県で被災した方が県内で住宅再建される場合に100万円の補助をするという制度として立ち上げたものでございまして、隣県の宮城県から本県には約1,000名の方が避難されております。そういった方々まで対象とすることについては、まず財源の問題が一番大きいということと、隣県

である宮城県、あるいは同じ被災県である福島県、こちらでは同様の単独の補助事業がないということで、本県だけでやるのが向こうから人を引っ張るみたいな形になって、他県のまちづくりに対する阻害となることはいかなるものかというような状況がございまして、やるとすれば本県と同様の制度を両県にも立ち上げていただいて、相互乗り入れ的な方法でやる方法が一つあると思いますが、やはり何よりも問題は、最初申し上げたように国による制度である支援金の部分の拡充を全国一律に図ることで解決するのが一番望ましいのではないかと考えております。

○佐々木理事兼復興局副局長 災害関連死の関係でございまして、総務委員会でいろいろ答弁させていただいて、私も審査会に出席して様子を伺いたいということでしたが、7月末に出席予定だったのですが、1回流れてしまいまして、次回、9月2日に出てまいります。その間ですが、弁護士会とか、いろいろと意見交換をやっております。その中では、しっかり審査していただいているけれども、やや医師の意見が強いのではないかとというような話も若干お伺いしておりますので、そこはまさに私も出席させていただいて客観的に見たいと思いますし、宮城県ともいろいろ情報交換してございまして、どこに岩手県と宮城県との違いがあるのかと、あるいは県と市町村にどういう違いがあるのかというところについて、今さらに詰めている段階にございます。追ってお知らせしたいと思っております。

○森総務企画課総括課長 個人の二重ローンの問題を計画の方向性の中に盛り込まないのかというお話でございましたけれども、ここにございましており、被災者一人一人が安心して心豊かに暮らせるという前提に立ちますと、住宅の再建にしても何にしても、既往の債務を整理して生活を再出発させることが重要なことだと存じます。その盛り込み方等につきましては、今後調整させていただきたいと存じます。

○石田産業再生課総括課長 事業者の二重ローンへの対応でございましてけれども、県では岩手県産業復興相談センターが二重ローンの対応について各事業者を回っております。また、全国レベルですけれども、被災地においては国が設置しました株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が二重ローン対策について動いているところで、二つの組織がそれぞれ役割分担を担いながら、事業者の再建に努めているところでございます。

○及川あつし委員 事業系の件についてはわかっておりますが、いずれ申し上げたいのは、内閣の一員の方が堂々とそういう話をされておりましたので、ぜひその問題認識のもとに早急に制度改善されるように、本県から政府にさらなる強力な要請をしていただきたいと思います。

あと、宮城県で被災された方で、岩手県内で住宅再建をされたい方への支援の問題ですが、政府に対して支援の拡大を要請していると思うのですが、そういう事例も出ているので、早急にやってくれということで、また再要請をぜひしていただきたいと思います。

4点目、最後の質問になりますが、これは建設技術振興課になると思いますが、いわゆ

る建設作業員の確保とか、あとは工賃の問題で、事業を進めるためにいろいろ工夫が必要だということで、労働者確保に要する間接費の実績変更の運用のような形で、去年から共通仮設費とか現場管理費について、最終的に実績変更の届け出をしてお互いやりとりすることによって、それなりに事業を円滑に進めていこうという制度だと聞いております。

実は、過日沿岸の復興事業を請け負った業者の方からこういう話を聞きました。この制度を適用させようと思って、労務費の部分について実績変更の運用基準に基づいて変更契約をしようとしたところ、この制度は議会に対するパフォーマンスだから、実際は使えない制度なのだという事をおっしゃった方が県の職員でいらっしゃるようです。いろいろ聞いたら、本当にこんな運用をしているのかなと思ったのですが、こちらには運用基準というのがきちっとあって、けれども現場ではJV構成会社の作業員の宿泊費及び交通費は対象外ですと言われたそうです。現場代理人の宿泊費及び食費及び赴任手当も対象外だと言われたそうです。内陸の下請業者の宿泊費及び交通費は対象外ですということも言われたようでありまして、いずれ受注者や注文書を取り交わす下請業者は、沿岸の工事だと最初から認識した上で契約しているのだから、そういうものについては後々の実績変更の対象にはなりませんということを現場で指導されているようであります。何度交渉してもだめだと。その業者については、10万円程度の実績変更だったようなのですが、その件で10回も20回も交渉するのはばからしいということで、この制度の適用はもう諦めたようであります。ほかの業者に聞いても、なかなか実績変更については簡単に認められない状況にあると伺っておりますが、これについてどのように認識されているのか、運用の状態についてお示ししたいと思います。

○**金田建設技術振興課総括課長** ただいま御指摘のあった点につきまして、非常に残念というか遺憾に感じております。

それで、まずその業者が言われたというJV構成員や下請はだめだというお話がありましたが、これは適用になります。

それから、現場代理人の宿泊費等につきましては、現場代理人、主任技術者、管理技術者につきましては、当初から配置者を決めて行っているために、これについては対象外でございます。

それから、内陸の企業が沿岸で行ったということにつきましても当然対象になりますので、そういう運用をしているというところでございます。

それで、なぜ議会に対するパフォーマンスというような誤った説明をしたのか、ちょっと私もわかりませんが、建設業協会との懇談会、あるいは意見交換をした中で、業界の方々から、本当にこれをやってもらえるのか不安があるという声は確かに聞き取りました。ということで、その中身も十分理解されていなかったということと、本当にやってもらえるのかどうか、また形だけで実際には面倒だからということで行われたいというような不安があるということをお聞きしましたので、これはいけないということで、今月建設業協会と連携いたしまして、各企業の実務者を対象といたしました再度の説明会を

3地域で行いたいと考えております。それで、実際にこの制度を運用するということが、それからかなり複雑な部分もありますので、やはりわかりづらいというところがあると思いますので、その辺を十分説明して御理解をいただきながら、何とかこの制度を適切に運用していきたいと考えております。

○**齊藤信委員** ロードマップの最新版が出されて、こういう形で県当局が詳しく進捗状況を明らかにしていることは評価をしたいと思います。

ただ、残念なことは、ロードマップが出るたびに整備の見通しがおくれることです。精度が高まったということだろうけれども。特に今回 111カ所において延びた中で、災害公営住宅が 46カ所も延長になったと。被災者の最も切実な要求である住宅確保が、今回のロードマップの発表では残念ながら一番多く延長という形になったことが私は極めて残念だと思います。資料の 6 ページに見直しに至った理由というのがありますが、用地の確保の難航、資機材、作業員の確保に時間を要したと。土地区画整理事業等の大規模造成区域内の整備との調整が生じたとなっていますが、ちょっともう少し立ち入って、この見直しに至った理由を説明していただきたい。

○**澤村建築住宅課総括課長** 災害公営住宅の工期の延伸につきまして、もっと詳しくというお話がございました。県建設分の災害公営住宅についてでございますけれども、用地の確保につきましては、11カ所で地権者との用地交渉が二、三カ月延びていると。金額の問題とか、それから地権者が複数いて意見が合わないとか、さまざまな事象がございまして、そういったことに時間を要しているというのが 11件ございます。

それから、先ほどもちょっと話題になりましたけれども、これまで平常時と同様の工期で工事を発注しておりましたけれども、入札参加者がいないという事態が発生しまして、それで以前からもお話をお伺いしていただきましたけれども、意見交換等でやはり工期が心配だと。例えば大工を 20人集めないともともな工期でできないところが、集まらない状況だというようなお話等がございまして、やはり工期を延長せざるを得ないということがございまして、それはちょっと件数がダブりますけれども、19件につきましてはそういったことで延長してございます。

それから、平成 28 年度まで延ばしたものにつきましては、大規模な土地造成で土地を確保するということに計画を定めたということで、造成の進捗状況に合わせて平成 28 年度までは完成できないというようなものが 4件ございます。そのようなものが複数合わさって、3カ月が足されて 6カ月とか、そういったものもございまして、大まかに言えばそのような形でございます。

○**齊藤信委員** 大まかにわかりました。ぜひこれは最も切実な課題ですから、今指摘されたような課題をしっかりと一つ一つクリアして進めるようにしていただきたい。

それで、6 ページの資料を見ると、例えば前回より今年度約 125 戸減ると、来年度は 1,753 戸減ると。かなりの数なのです。本当にこれは被災者の見通しが狂うぐらいの規模だと思うのです。だから、そういう点では、今回の見直しはかなり衝撃的なものではないかと。

だから、精度が高まったとか、今のようないろんな要件あるのだけれども、ロードマップが出るたびに延長する。計画が変わるということが一定程度あったとしても、このぐらい出てくると、これは被災者の生活再建の見通しにかかわるぐらいの状況になっているのではないかと思います。

それで、今回 6,086 戸、114 戸の災害公営住宅がふやされました。これは、被災者のアンケートに基づくものだと思いますが、そこで私はお聞きしたいのだけれども、岩手県住宅復興の基本方針というのを 2011 年の 10 月に県は決めたわけです。このときどういうことを決めたかという、大体応急仮設住宅、みなし仮設住宅に入居している 1 万 7,000 世帯を対象にして、災害公営住宅は 4,000 戸から 5,000 戸、民間持ち家住宅は 9,000 戸から 9,500 戸、民間賃貸住宅は 3,000 戸から 3,500 戸という見通しを立てたのです。既に災害公営住宅はこのときから 1,000 戸ふえています。持ち家の見通しを今どういうふうに持っているのか。2 年 5 カ月が経過して、住宅復興の基本方針を見直すべきではないのか。やはり 1 万 7,000 世帯を対象にするというこの基礎数そのものが小さいのではないのか。被災者生活再建支援金、基礎支援金をもらっている全壊、大規模半壊、解体の世帯は、2 万 3,000 世帯です。私は、少なくとも、この中で補修をする人たちが出るかもしれないけれども、このぐらいのことを想定して住宅確保の方針を決めなかったら、正確なものにならないのではないかと。今の時点で住宅確保の見通しを県はどのように見えていますか。

○澤村建築住宅課総括課長 住宅復興の基本方針につきましては、恒久住宅の想定供給戸数のボリューム感を押さえるための数値として推計値で出しているものでございます。今後この数値を出すにしても、やはりある程度の推計値にとどまらざるを得ないだろうということ、それから被災者の意向でかなり大きく変わる可能性もございます。それから、基本方針として出した数値を、例えば災害公営住宅 6,000 戸というように基本方針で示したと。6,000 戸を超えたらやめるかという、そういう状況でもない。当然必要な住宅は供給しなければならぬし、自力再建の支援につきましてもここまでですというような不平等になるようなことはできませんので、数字を掲げたとしても、それを超えても支援はしていかなければいけないだろうということと特にこの数値を見直すということはこれまで考えていなかった状況でございます。今後復興の計画を立てる上で、これではどうしても支障が出てくるというようなことがあれば、見直さざるを得ないとは考えます。それで、今後これで支障があるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思います。

○斉藤信委員 災害公営住宅は希望者には基本的に建てると知事がきちんと答えていますから、私はこれ以上ふえる可能性もあると思うけれども、現時点でやはり基本方針で立てた 4,000 戸ないし 5,000 戸から 6,000 戸に変わっているわけだから、全体の枠組みを私はきっちり精査すべきだと。私は、住宅再建の基本は持ち家再建だと思います。あなた方が予定した 9,000 戸から 9,500 戸ということが妥当なのかどうか、これが本当に実現できるものかどうか。災害公営住宅が 1,000 戸ふえているということは、やはり持ち家再建を断念しているということになるのではないかと私は思うのです。だから、そういう意味で、

本当に復興の土台である持ち家再建を被災者の希望に沿って実らせることから必要な支援策が私は出てくると思うのです。だから、被災者生活再建支援金は国の300万円では足りない。これを500万円に引き上げるということは県も要求しているし、私たちも要求している。ただ、国はかなり渋いです。そういう中で、市町村が今回復興特別交付税を活用して100万円から200万円の上乗せ補助を決めています。それでも私は、持ち家再建というのはなかなか進みがたいのではないかと考えています。だから、持ち家再建に対して、今県は100万円を市町村と協力してやっていますが、これを200万円にするということも私は真剣に今の状況の中では考えていくべきではないかと思えます。持ち家再建について、どういうふうに見ていますか。どのぐらいふえているのか、減っているのか。この被災者の希望に応えるためにはどういうことが必要なのか、どのように受けとめていますか。

○澤村建築住宅課総括課長 災害公営住宅がふえているものにつきましては、持ち家希望から来ているのではないかというお話いただきましたけれども、その辺、民間賃貸住宅でカウントしている分が入っているのか、持ち家が入っているのかと、ちょっと定かではないところがございます。必ずしもはっきりとは言えない状況かなと考えてございます。持ち家支援は非常に重要なことだと当方も考えてございまして、昨年度から直接応急仮設住宅にお住まいの方に住宅再建の相談等を、これまで31回ほど実施してございます。そういった中で、できるだけ支援を受けて自力再建されるように進めているところでございます。こういったものにつきましても必要とする方がいらっしゃるうちは支援を続ける必要があると考えておりますので、現状の予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 復興実施計画（第2期）の方向性（案）というのが、きょう示されましたが、暮らしの再建で復興促進ニーズ、第1位が住宅や宅地の供給であり、第2期計画に向けての課題の中でも恒久的住宅、宅地の確保、長期化する応急仮設住宅の生活等への支援となっているのです。私は、住宅確保というのは第2期計画の目玉中の目玉だと思います。そういう点で、やはり2年5カ月が経過したこの現状や、被災者の実態、要望を今の時点でよく把握して、第2期計画に反映するようにしていただきたい。これは要望にとどめません。もう一つ住宅確保を実らせる上で大事なのは供給体制です。何だかんだ言っても、来年は新たに2,228戸の災害公営住宅ができるけれども、持ち家の再建も区画整理事業とか高台移転で来年、再来年、数千戸の規模で持ち家再建が可能になるのです。私は県内大手ハウスメーカーに聞きましたら、今お願いしても1年、2年後という状況なのです。だから、来年、再来年、1,000戸、2,000戸、3,000戸という持ち家の条件が出たときに、やっとこれから家を建てようと思ったら、2年、3年待ちだと。こうなったら、本当に被災者は持ちこたえられないと思うのです。今からそういう供給体制を考えていかなくは、実際に持ち家を建てようと思ったら供給体制がなく、2年、3年待ちだと。私は、この問題を打開すべきだと思いますが、県はどのようににこの問題を把握して対策を考えていますか。

○澤村建築住宅課総括課長 斉藤委員が御指摘のとおり、これから建設戸数がふえてまい

りますので、さまざまな課題が出てまいると認識してございます。今月の20日に住宅の関連の生産者等を集めまして、生産者等意見交換会を開催いたしまして、さまざまな課題等を掘り起こして一緒に解決策を見出していきたいと考えてございます。今後ともそういった情報交換を続けながら、少しでもそれらの解消になるような方策を検討してまいりたいと考えてございます。

○**齊藤信委員** それで、一つの目玉が岩手県地域型復興住宅だと思うのです。これは135グループ、2,417社が加わっていると聞いていますが、直近の実績、受注件数はどうなっているのか。この生産者グループでどれだけの供給能力、体制が今の時点であるのか。8月20日の会議をやらないとわからないのか、そこを含めて示してください。

○**澤村建築住宅課総括課長** 地域住宅生産者グループは135グループでございます。これまでグループとして受注したというのが、平成24年度からトータルでございますけれども、354件グループとして受注しているという報告をいただいております。グループではなくて単社で受注されているところもあると思いますので、グループ全体ではどれぐらいだというのはちょっと明らかではないのですけれども、そういった数字になってございます。この135グループでどれだけの能力があるかということにつきましては、これから情報を収集したいと思っております。

○**齊藤信委員** 災害公営住宅と持ち家再建は、最も切実な課題で、この見通しが見えるかどうかで被災者は頑張れるのです。もう2年5カ月経過していますから、あと1年、2年待てば持ち家できるとか、災害公営住宅に入れるという見通しを私はしっかり供給体制を含めて示すべきではないか。だから、実施計画というのも被災者の立場に立って、やはり希望が見えるものにぜひしていただきたい。

私は、暮らしの再建の問題でもう一つ心配していることは、やはり応急仮設住宅その他で被災者が貧困化しているし、命を脅かされている。これは、7月26日付の新聞記事でしたが、自殺相談は本県が一番多かったという報道がありました。これは、熊坂先生などがやっている取り組みですが社会的包摂サポートセンターに、本県からの電話相談が3カ月で5万件、中でも自殺に関する相談の割合は被災3県の中で本県が最多であり、3県の中で岩手県が52%を占めた。私は、阪神・淡路大震災の経験から言っても、2年目、3年目は、緊急事態から少し落ちついて喪失感が出てくる、被災者の中で格差も生まれる、いろんな変化が出てくる。そういうときこそ被災者に寄り添った、心のケアを含めた対策が必要になってくると思いますけれども、この点でどういう対策を考えてやろうとしているのかお聞きしたい。

○**伊藤保健福祉企画室企画課長** 被災者の心のケアの関係についてでございますが、被災者の心のケアに関しましては、県自殺対策アクションプランにおいて既に重点施策の一つとして位置づけて取り組んでおるところでございます。現在岩手県こころのセンターを中心といたしまして、市町村と連携しながら鋭意取り組んでいるところでございます。

今回岩手県が自殺に関する相談が一番多いということでございましたけれども、多かつ

たことにつきましてはさまざまな捉え方があるかと思えます。元来自殺に関する相談につきましては、外部に発信しづらいといったこともございますが、住民の中にも必要な援助を求める意識が醸成されてきた部分もあるかと思えます。いずれそのようなシグナルに対しまして、県としてさまざまな活動を通じて支援してまいりたいと考えております。

○**田村誠委員長** 齊藤委員にお願い申し上げます。

議事進行に御協力をお願いします。

○**齊藤信委員** わかりました。協力します。

この心のケアの問題というのは、根底に生活の貧困化があります。もう一つは、やはり心の喪失感、家族を失った、財産を失ったという喪失感が出てくるのが2年後、3年後だというのは、これは阪神・淡路大震災のときも、新潟県中越地震のときも言われてきたことです。そういう点で、私はこの時期にきっちりとした、今までにないきめ細かな対策をとるべきではないかと。だから、先ほども言いましたけれども、医療費とか介護保険利用料の免除措置の継続だとか、あと今応急仮設住宅とか被災者訪問の体制も雇用の基金事業でやっている事業があるのです。これが平成25年度の方は来年度まで継続できるけれども、それまでしかまだ事業は継続されていないと。やはり数年規模で被災者の状況を支えなくてはならないということもしっかり視野に入れてやっていただきたい。

最後です。防潮堤の問題についてちょっとお聞きをしたいのですが、土地所有者が不明だということでこれが3割とか4割とかと言われていますが、まちづくりの事業で土地所有者が不明、または相続がされていないために、この防潮堤の工事に着手できないという状況が具体的にどれだけあるのか。

もう一つは、住民合意の話も先ほど説明でありました。住民との関係で、県が指摘した防潮堤の高さを変更した箇所、これから変更する可能性のある箇所があれば示していただきたい。

○**八重樫河川課総括課長** まず、土地の手続については、小笠原県土整備企画室管理課長からの答弁とさせていただきます。

防潮堤の高さにつきまして、県が示した高さを変更したという県土整備部所管の海岸施設でございますが、示したというのは、湾内の統一的な高さというものを提供いたしまして、それを地域海岸、湾内にいろいろな海岸がございますので、そこで検討をそれぞれ行った結果、陸前高田市の大野海岸においては湾内の高さよりも低い高さで今計画されているところでございます。

○**小笠原県土整備企画室管理課長** 用地の関係でございますが、調査いたしましたところ、最も大きな問題となっておりますのは、多数の権利者による共有地でありますとか、相続が未処理のために相続人が多数にわたっているというところが非常に多くございまして、当初懸念されておりました土地所有者が行方不明でありますとか、土地所有者がそもそもわからないといった事例は比較的少ないです。例えばただいまモデルケースとして取り進めております釜石市の片岸地区でございますが、ここは42件中、土地所有者がわからない

という件数が1件、行方不明者が1件という状況でございますので、これらにつきましては、既存の制度でございますが財産管理人制度を使うことにより解決が可能であると考えております。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 先ほど国土交通省所管のお話がありましたけれども、水産庁が所管している堤防の高さにつきましては、12地区において地域海岸の堤防高よりも低く施工するというので地元との調整を終えております。具体的に例えば大槌町の赤浜地区は地域海岸では14.5メートルの高さなのですけれども、地元との協議の結果、6.4メートルの高さというような形で調整しております、水産庁の所管は12地区ということになります。

○城内愛彦委員 済みません、時間がないので、手短かに聞きます。

なりわいの再生の部分についてであります。被災事業所復興状況調査において、水産業の売上げがなかなか戻っていないということで、11.7%という話が出ているわけなのですが、この状況を捉えて、復旧はしたけれども、何でこういう低い数字なのか、その認識をお伺いしたいと思います。

○木村商工企画室企画課長 私からは、水産加工業におけます復興の状況ということで、調査しているものがございましたので、その中から回答させていただきたいと思っております。

その中では、回復状況というような中では、生産能力が50%以上に回復しているものが62社ということで、7割以上という形にはなっておりますが、出荷額が5割以上に回復したというのが64.3%ということで、なかなか販売が十分に戻っていないというような状況でございます。そういったことがあることから、我々としては新たに商品づくりの販路を確保する、あるいは新商品の支援をする、開発の支援をするというようなことで、県で置いております食産業復興コーディネーター等にも委嘱しながら、被災地を巡回して、商品の開発の指導なり、全国規模での展示会への出店なり、あるいは売上げ拡大ということで、量販店とか百貨店と連携したようなフェア等の開催というようなことを行いながら、こういう十分な復旧に向けて販路の拡大、取引の拡大に向けた対策を強化してまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 工場も再開はしたけれども、なかなか売上げが戻ってこないというのはそのとおりだと思います。現場の声もそのとおりであります。しっかりと手だてをしていかないと、まさに復興倒産という言葉があるのではないかと、現実のものになるのではないかなということを危惧しております。冷蔵庫も新しいものができました。でも、入るものがないという状況であります。なぜかという売れないから入れないということのようですので、その辺もしっかりと連携をしていかないと、なかなかこれは総体的に、私は今回の計画の中で一番大事なのは、まず仕事だと思っております。仕事をして給料が入ってくれば、先ほど来お話にあります生活の再建も、自立も含めて可能になってくると思うのです。ところが、なかなか働く場所も含めて、水産業は地元で裾野が広い産業でありますので、しっかりとその辺を支えてもらわないと。水産業は、被災地、沿岸部の基幹産業であ

ります。建設業も売り上げは戻ってきているとは言っていますけれども、実際に裾野の、あるいは売り上げの数からいくと、やっぱり水産業のほうが大きいと思いますので、ぜひその辺の手だてをして、将来に向けての手だてを早目に打たないとだめだと思いますので、よろしくをお願いします。

○田村誠委員長 要望でいいですか。

○城内愛彦委員 佐々木理事兼復興局副局長、答弁を。

○佐々木理事兼復興局副局長 まさになりわいは長期的な視点で一番大事なことだということで、この間補正予算でもお認めいただきました起業家の支援策もございます。もう既に委託事業を発注いたしまして、まさに1人でも2人でも立ち上がってみずから起業する、あるいは転職すると、新しい芽を育てて自立して経済的にしっかりと対応できるように、復興局挙げて努めてまいりたいと思っております。

○伊藤勢至委員 1点だけお伺いをいたします。

東京電力福島第一原子力発電所でありましてけれども、あそこで発災以来、どうも毎日3,000リットルの水が海水に混入していたのではないかという報道がきのう、おとといあたりからありました。来るべきものが来たかなという思いがいたしております。今風評被害等含めて、補償問題がはっきりとしていない中で、2年5カ月前、発災後ずっともしこれがなっていたとすれば、第二の海の汚染が始まりはしないかと大変危惧をいたしております。黒潮に乗った海流がそのまま北上してくるということになりますと、福島県のみならず大変な沿岸の被害が懸念をされるところでありますが、今までの補償は補償として、今回の部分についてどのような考え方でいますか。私とすれば、来るべきものが来たかと思っているのでありますが、どういうふうにお考えになっているかお伺いをいたします。

○藤代農林水産企画室企画課長 原発事故に伴う放射性物質汚染に伴いまして、現在県内では29の品目で出荷制限というような状況になってございます。中でも水産物につきましては、三陸南部沖というような形で広田湾の先のほうから、南の部分のところを境として、スズキ、クロダイ、ヒラメのようなものが出荷制限というような状況になってございます。こういうような状況に対応しまして、本県では四半期ごとに検査計画を策定いたしまして、それぞれの品目について定期的な放射性物質の検査を行って、安全なもののみが流通するような対策を講じておりますし、また東京電力に対しましては適切な賠償請求というような形で、農林水それぞれの分野で協議会をつくりまして、定期的な賠償請求を行っております。現在支払い状況につきましては、農業分野が81%、林業、水産分野が99%程度となっておりますが、これにつきましても今後価格下落等の発生も見込まれますので、被害が出た場合には適切に賠償請求を行っていきたいと考えているところでございます。

○伊藤勢至委員 そういうことを聞いているのではなくて、2年5カ月隠していたものが今出てきた。それについては、どういうふうにか考えるのかということをお伺いしております。もしこれがさかのぼって2年5カ月掛ける3,000リットルということになったら、太平洋はほとんどアウトになりはしないかという思いがいたします。そういう意味で

は、世界各国が注目をしているのだと思っていまして、今までのやりとりではなくて、今まで隠蔽していたものが、今ぼろっと出てきたということについて、これは大変なことになると思っておりますので、そういった心の準備というか、沿岸全体の、しかも復興真っただ中の沿岸の水産漁業が壊滅的なことになりはしないかと危惧をしておりますので、そこまで目を光らせてもらいたいということでもあります。答弁は要りません。

○田村誠委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので、社会資本の復旧・復興ロードマップの更新について及び岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第2期）の方向性についてはこれをもって終了いたします。

次に、その他であります、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。